

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 7 月 25 日付けで行った保護廃止時期を同月 19 日とする保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、平成 15 年より生活保護を受けているが、本件転居住宅への転居により保護費の家賃部分に差異が生じ、そのために保護基準に合わなくなったとの理由で、処分庁から平成 30 年 7 月 18 日をもって保護を打ち切るとの通知を受けた。請求人としては、保護基準の内容に不明点があり、今後の生活費の減少が予想され、受給時より劣悪な生活の可能性を感じている。今後の生活に不安が生じるため、生活保護の継続を願うものである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月15日	諮問
平成31年1月22日	審議（第29回第4部会）
平成31年2月19日	審議（第30回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法19条1項によれば、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者及び居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

(2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされており、被保護者に届出の義務を課している。

2 これを本件についてみると、請求人は、平成30年7月18日、〇〇区内のアパートから本件転居住宅（〇〇区内の都営住宅）に転居し、同日付けで〇〇区へ転出したことが認められる。

そうすると、同日以降、請求人の居住地は〇〇区内にあり、〇

○区内に現在地又は居住地を有するとは認められないとして、処分庁が、平成30年7月19日付けで請求人に対する保護を廃止したこと（本件処分）に違法・不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、本件転居住宅へ転居したことにより住宅費が下がり、その結果、保護が廃止されたことが不服であり、今後の生活への不安から保護の継続を希望する旨主張している（第3）。

しかしながら、本件処分による保護の廃止は、上記2のとおり、請求人が○○区へ転居したことにより保護実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められなくなったため、処分庁が請求人に対する保護を継続することができず、これを廃止したものである。したがって、請求人の上記主張は、本件処分を違法・不当とする理由とはなり得ない。

(2) また、請求人は、本件処分に係る説明は一度も受けたことはない、保護受給中に受けた医療扶助の内容の開示を求めたが開示はなかった、転居に際して指導や面接がなかったなどとも主張している。

しかし、請求人と処分庁との間に、仮にそのような事実があったとしても、そのことを本件処分に係る審査請求における不服の理由として取り扱うことはできない。したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正

に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美